

重 要 事 項 説 明 書
(介護予防) 短期入所療養介護

医療法人 新正会

ふじみ野介護老人保健施設 ベテラン館

(介護予防) 短期入所療養介護重要事項説明書

<令和 7年 5月 7日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 新正会
代表者名	理事長 間 柴 正 二
所在地・連絡先	(住所) 埼玉県飯能市緑町3番地4 (電話) 042-983-1660 (FAX) 042-983-1670

2 事業所（ご利用施設）の概要

施設の名称	ふじみ野介護老人保健施設ベテラン館
所在地・連絡先	(住所) 埼玉県ふじみ野市亀久保1833番地5 (電話) 049-278-7110 (FAX) 049-278-7116
事業所番号	1153080054
管理者の氏名	濱松 晶彦

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練とその他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者のその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防) 短期入所療養介護や(介護予防) 通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

(2) 運営方針

- ①この施設を利用するすべての高齢者の心身の活性化と自立の支援
- ②寝たきり高齢者の心を癒す手厚い看護と介護
- ③認知症老人の特性を重視した看護と介護
- ④自立心の高揚と生活復帰を目指したリハビリテーション
- ⑤家庭的な療養環境の保持

- ⑥在宅保健福祉サービスの積極的な支援
- ⑦退所者及びその家族との継続的な交流とサービスの提供
- ⑧地域交流センターとしての施設づくり
- ⑨行政・他施設・居宅介護支援事業所との広範な連携

4 施設の概要

(1) 構造等

敷 地		4 0 3 1 . 8 4 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	2 9 1 4 . 3 7 m ²
	利 用 定 員	9 2 名

(2) 療養室

療養室の種類	室 数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
一 人 部 屋	1 2	15.00 m ² ～16.97 m ²	ナースコール・ベット・洗面所・収納を設置
4 人 部 屋	2 0	32.39 m ² ～32.84 m ² (8.09 m ²) ～ (8.21 m ²)	ナースコール・ベット・洗面所・収納を設置

(3) 主な設備

設 備	室 数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
食 堂	2	1 9 3 . 6 8 m ² (2.10 m ²)	
機能訓練室	1	9 2 . 6 1 m ² (1.00 m ²)	
一般浴室	2	8 . 0 0 m ²	
機械浴室・個浴・一般浴	1	4 7 . 8 4 m ²	
レクリエーションルーム・談話室	2	4 4 . 2 8 m ²	
診療室	1	1 4 . 1 4 m ²	
トイレ	2 7	6 3 . 8 8 m ²	ブザー、常夜灯を設置

5 施設の職員体制（入所・短期入所・介護予防短期入所）

従業者の職種	従業者の員数	職 務 の 内 容
管理者	1 人以上 (医師と兼務)	介護老人保健施設に携わる従業者の管理・指導を行う。
医 師	1 人以上 (管理者、通所と兼務)	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う

薬剤師	1人以上 (常勤換算 0.3人)	調剤・医薬品管理及び服薬指導を行う。
看護職員	9人以上	医師の指示に基づき服薬・検温・血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画・短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
介護職員	22人以上	利用者の施設サービス計画短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
支援相談員	1人以上	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村・他事業所との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
理学療法士 作業療法士	1人以上	入所サービス利用者・短期入所療養介護利用者及び介護予防短期入所療養介護利用者のリハビリテーションプログラムを作成し、機能訓練の実施及び指導を行う。
管理栄養士	1人以上 (通所と兼務)	献立の作成・栄養指導・嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
介護支援専門員	1人以上	利用者の心身の状況及びその有する能力・置かれている環境等に基づき可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画の作成を行う。
事務員等 その他の従業者	1人以上	施設運営・管理に係る事務処理等を行う。

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	常勤で勤務 (週32時間勤務)	
医師	上記に準ずる	
薬剤師	週2日 非常勤で勤務	
看護職員 介護職員	正規の勤務時間帯 (7:00～16:00) (8:30～17:30) (10:00～19:00) (16:30～9:00) 常勤・非常勤で勤務	年間113日

支援相談員	正規の勤務時間帯 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	年間 1 1 3 日
理学療法士 作業療法士	正規の勤務時間帯 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	年間 1 1 3 日
管理栄養士	正規の勤務時間帯 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	年間 1 1 3 日
介護支援 専門員	正規の勤務時間帯 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	年間 1 1 3 日
事務員等	正規の勤務時間帯 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	年間 1 1 3 日

7 施設サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 朝食 7 : 3 0 ~ 昼食 1 2 : 0 0 ~ 夕食 1 7 : 3 0 ~ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します
医療・看護	医師により診察を行います。 ただし、当施設では行えない処置(透析等)や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士・作業療法士等により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
入 浴	週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方の入浴も可能です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回実施します。

レクリエーション等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 将棋、カラオケセット、マージャンセット等
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金が利用者の負担額となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金の10倍の額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。

領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

【料金表】

○施設サービス費（1日につき）

【短期入所療養介護費（Ⅰ） 基本型】

	従来型個室（ⅰ）			多床室（ⅲ）		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
介護度1	787円	1,574円	2,361円	868円	1,753円	2,602円
介護度2	837円	1,674円	2,511円	920円	1,840円	2,759円
介護度3	903円	1,806円	2,709円	987円	1,973円	2,960円
介護度4	960円	1,919円	2,878円	1,042円	2,084円	3,126円
介護度5	1,015円	2,030円	3,044円	1,100円	2,199円	3,298円

【短期入所療養介護費（Ⅰ） 在宅強化型】

	従来型個室（ⅱ）			多床室（ⅳ）		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
介護度1	856円	1,712円	2,568円	943円	1,885円	2,828円
介護度2	934円	1,867円	2,800円	1,023円	2,046円	3,069円
介護度3	1,002円	2,003円	3,004円	1,091円	2,187円	3,273円
介護度4	1,063円	2,126円	3,189円	1,152円	2,303円	3,455円
介護度5	1,123円	2,245円	3,367円	1,214円	2,427円	3,640円

【介護老人保健施設サービス費（Ⅳ） その他】

	従来型個室（ⅰ）			多床室（ⅱ）		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
介護度1	772円	1,543円	2,314円	850円	1,699円	2,549円
介護度2	820円	1,639円	2,458円	902円	1,804円	2,706円
介護度3	887円	1,773円	2,659円	967円	1,934円	2,900円
介護度4	942円	1,883円	2,825円	1,021円	2,042円	3,063円
介護度5	996円	1,992円	2,988円	1,078円	2,155円	3,232円

○施設サービス費（１日につき）

【介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） 基本型】

	従来型個室（ⅰ）			多床室（ⅲ）		
	１割	２割	３割	１割	２割	３割
要支援１	６０５円	１，２１０円	１，８１５円	６４１円	１，２８１円	１，９２２円
要支援２	７５９円	１，５１８円	２，２７６円	８０９円	１，６１８円	２，４２７円

【介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） 在宅強化型】

	従来型個室（ⅱ）			多床室（ⅳ）		
	１割	２割	３割	１割	２割	３割
要支援１	６６１円	１，３２１円	１，９８２円	７０３円	１，４０５円	２，１０７円
要支援２	８１３円	１，６２６円	２，４３９円	８７２円	１，７４３円	２，６１５円

【介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ） その他】

	従来型個室（ⅰ）			多床室（ⅱ）		
	１割	２割	３割	１割	２割	３割
要支援１	５９２円	１，１８３円	１，７７５円	６２８円	１，２５６円	１，８８４円
要支援２	７４３円	１，４８６円	２，２２９円	７９３円	１，５８５円	２，３７７円

○【特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（日帰りの短期入所療養介護）】

	１割	２割	３割
３時間以上 ４時間未満	６９４円	１，３８８円	２，０８２円
４時間以上 ６時間未満	９６９円	１，９３８円	２，９０７円
６時間以上 ８時間未満	１，３５５円	２，７０９円	４，０６３円

○加算（１日につき）

種 類	利 用 料			
		１割	２割	３割
・夜勤職員配置加算 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合。	１日につき	２５円	５０円	７５円
・個別リハビリテーション実施加算 理学療法士、作業療法士又は、言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合。	１日につき	２５１円	５０２円	７５３円
・送迎加算 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合。	片道につき	１８９円	３７７円	５６５円
・療養食加算 医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合。	１回につき （１日に３回を限度）	９円	１７円	２５円

・緊急時治療管理加算 病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬・検査・注射・処置等を行った場合。	3日を限度	542円	1,083円	1,624円
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 在宅復帰・在宅療養支援等指標の10の評価項目について、各項目に応じた値を足した値が40以上の場合。	1日につき	54円	107円	160円
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 在宅復帰・在宅療養支援等指標の10の評価項目について、各項目に応じた値を足した値が70以上の場合。	1日につき	54円	107円	160円
・総合医学管理加算 治療管理を目的とし、医師が診療計画に基づき必要な診療、検査、処置等を行い、退所時に利用者の同意を得て、かかりつけ医に診療状況を示す文書を添えて情報提供を行った場合。	10日を限度	288円	575円	862円
・口腔連携強化加算 利用者の口腔の健康状態について、事業所と歯科医療機関の連携の下、介護職員等による口腔機能の評価を実施し、その結果を歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供を行った場合。	1月につき 1回を限度	53円	105円	157円
・特定治療費 利用者の状態が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により医療行為を行った場合。	1回につき	診療報酬点数表により算出		
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士35%以上である場合。 ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合。 ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上、または勤続7年以上の職員が70%以上である場合。	1日につき	23円 19円 7円	46円 38円 13円	69円 57円 19円
・認知症行動・心理症状緊急対応加算 認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合	7日を限度	209円	418円	627円
・若年性認知症入所者受入加算 65歳未満の認知症利用者に対して、サービスを提供した場合。	1日につき	126円	251円	377円
・重度療養管理加算 要介護度4又は5であって、医療ニーズの高い利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合。	1日につき	126円	251円	377円
・緊急短期入所受入加算 利用者の状態や家族の事情等により、介護支援専門員が、緊急に短期入所療養介護を受けることが必要であると認め、利用された場合。	14日を限度	94円	188円	282円
・生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の	1月につき	105円	209円	314円

取組による成果の確認、見守り機器等のテクノロジーの導入、職員間の適切な役割分担の取組と行っている場合。				
・生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討し、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合。	1 月 につ き	1 1 円	2 1 円	3 2 円
・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員等の処遇を改善するために設けられた加算。	1 月 につ き	1 ヶ月利用した総単位数の 7.5%の単価		
・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		1 ヶ月利用した総単位数の 7.1%の単価		
・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		1 ヶ月利用した総単位数の 5.4%の単価		
・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		1 ヶ月利用した総単位数の 4.4%の単価		

(2) 介護保険給付対象外サービス

種 類	内 容		利 用 料
滞在費 (多床室)	負担 段階	第1段階	0 円
		第2段階	4 3 0 円
		第3段階	4 3 0 円
		第4段階	5 8 0 円
滞在費 (従来型個室)	負担 段階	第1段階	5 5 0 円
		第2段階	5 5 0 円
		第3段階	1, 3 7 0 円
		第4段階	1, 7 2 0 円
食 費 (1日あたり)	負担 段階	第1段階	3 0 0 円
		第2段階	6 0 0 円
		第3段階①	1, 0 0 0 円
		第3段階②	1, 3 0 0 円
		第4段階	1, 9 5 0 円
	食費内訳		朝食 5 4 0 円 昼食 7 6 0 円 夕食 6 5 0 円
日用品費	日常生活上必要とするもので、 選択いただき当施設が提供し た場合	1 日 につ き	3 6 0 円 (+税 36 円)
私物洗濯代	選択いただき当施設が提供し た場合	1 日 につ き	1 8 0 円 (+税 18 円)
日常着類貸与	選択いただき当施設が提供し た場合	1 日 につ き	3 2 0 円 (+税 32 円)

電気代	電化製品を居室にお持ち込み になられた場合。(個室は除く) ・ 1 品目 ・ 2 品目以降 1 品増えるごとに	1 日につき	1 品目 1 0 0 円/日 (+税 1 0 円) 2 品目以降 + 5 0 円/日 (+税 5 円)
教養娯楽費	選択いただきましたレクリエー ション活動等の材料費等	1 日につき	2 0 0 円/日 (+ 2 0 円)
理髪・美容	理美容サービスを利用した場合	実費をご負担いただきます。	
レクリエーション行事	主なレクリエーション行事 ・ 旅行 ・ 外食 ・ その他 参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます。	
特別な居室	特別な個室をご用意し ております。	Aタイプ	1 日につき 1, 7 2 0 円 (+税 1 7 2 円)
		Bタイプ	1 日につき 1, 5 2 0 円 (+税 1 5 2 円)
送 迎 費	通常の送迎の実施地域（ふじみ野市、 川越市、三芳町、富士見市、狭山市、 所沢市）以外の地域の方もご希望によ り送迎致します。	要した費用の実費を ご負担いただきます。 通常の地域を越えてか ら 5 k m 以上 1 0 k m 未 満 5 0 0 円 1 0 k m 以上 1, 0 0 0 円	
健康管理費	インフルエンザ予防接種を希望され た場合の費用	実費をご負担いただきます。	
その他の費用	希望により診断書等の文書を発行し た場合。	7, 0 0 0 円 (+税 7 0 0 円)	
立替金	希望により物品やサービスを購入し、 一時的に支払の立替を行った場合	実費をご負担いただきます。	

○ その他（介護予防）短期入所療養介護の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者にご負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

○ 各種加算料金には、地域加算の計算方法により、金額に若干の差が生じますので、ご了承ください。

8 利用料等のお支払方法

毎月 1 0 日以降に前月分の請求書を郵送又は利用者及び扶養者にご連絡いたします。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。

お支払い方法は、現金、銀行振込、口座自動引落しの 3 方法があります。利用時

にご相談ください。なお、銀行振込、口座自動引落としの手数料については、利用者にご負担をお願いいたします。

9 虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

10 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者	葛西 美佳
	ご利用時間	8：30～17：30
	ご利用方法	電話（049-278-7110）
		面接（当施設1階相談室）
		ご意見箱（1階ホール）

【手順】

①苦情受付

- ・苦情受付担当者は苦情を随時受け付ける。
- ・苦情受付担当者は苦情解決責任者である事業部長へ報告する。

②苦情受付に際し、次の事項を苦情報告書に記載し、その内容について苦情申出人に報告する。

- ・苦情内容
- ・苦情申出人の希望等
- ・介護保険課等への報告の要否
- ・苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの介護保険課等の助言・立会の要否

③苦情解決に向けての話し合い

- ・苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。

④苦情解決結果の報告

- ・苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について苦情申出人及び担当介護支援専門員に対して決定事項とその経過について報告する。

【上記以外の苦情受付機関】

- ◎ふじみ野市役所 高齢福祉課

埼玉県ふじみ野市福岡 1-1-1

電 話：049-262-9036

◎埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係

埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 番（国保会館 4 階）

電 話：048-824-2568

11 緊急時の対応

配置の医師及び看護職員に常に利用者の健康状態に注意させ、必要に応じて適切な診療・指導を行うよう誠意を持って指導します。

利用者に病状の急変が生じた場合等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の診察を求める等診療について適切な対応を講じます。

12 秘密保持の対策

正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することはありません。

介護保険サービスの質の向上のため、学会・研究会等で事例研究発表等をする場合、利用者を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

本条に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

13 事故発生時の対応及び賠償責任

短期入所療養介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故により利用者に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、当施設に故意又は過失がない場合はこの限りではありません。

当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

【手順】

①事故発見者は、利用者の安全を確認し看護師を呼ぶ。

②看護師は、次の事項を確認する。

- ・外傷の有無
- ・痛みの有無
- ・部位の確認
- ・バイタルサインの測定

・ 事故の状況観察

③外傷・骨折等の疑いの無い場合は、安静にし経過観察を行う。

相談員（必要に応じて看護師）よりご家族等に状況及び対応を報告する。

④外傷・骨折等の疑いの有る場合は、施設長（医師）に報告する。

医師の指示を確認し実施する。

⑤外来受診が必要な場合、施設車輛を手配（重症の場合は救急車）すると同時に、受診先病院への連絡を行う。

相談員（必要に応じて看護師）よりご家族等に状況及び対応を報告する。

14 業務継続に向けた取り組み

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ふじみ野介護老人保健施設 ベテラン館消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める「ふじみ野介護老人保健施設 ベテラン館消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	避難階段	あり	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり	消火器	あり
	消火栓	あり	排煙設備	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	入間東部地区消防組合本部へ 届出日：令和 7年 5月 7日 防火管理者：梅本 晃			

16 協力医療機関等

医療機関	病 院 名 及 び 所 在 地	医療法人 直心会 帯津三敬病院 〒350-0025 埼玉県川越市並木西町 1-4
	電 話 番 号	0 4 9 - 2 3 5 - 1 9 8 1
	診 療 科	内科、外科、整形外科、消化器外科、循環器内科、リウマチ科、リハビリテーション科、泌尿器科、乳腺外科、脳神経外科、皮膚科、心療内科
	入 院 設 備	有り
	病 院 名 及 び 所 在 地	医療法人 新正会 間柴医院 〒357-0024 埼玉県飯能市緑町 3 番地 4
	電 話 番 号	0 4 2 - 9 8 3 - 1 6 6 0
	診 療 科	内科、小児科、婦人科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、脳神経外科、皮膚科
	入 院 設 備	無し
歯 科 医療機関	病 院 名 及 び 所 在 地	医療法人社団 高輪会 〒108-0074 東京都港区高輪3-25-33 長田ビル 4F
	電 話 番 号	0 3 - 5 4 4 7 - 2 8 7 1

17 施設の利用にあたっての留意事項

①施設利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 8：30～17：30 正面受付に設置しております、面会簿に必要事項をご記入下さい。
外出	外出の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫 煙	法令により、敷地内禁煙となっております。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	高額・高価格の金品の持ち込みは原則お断りいたします。その他の所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者等に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育は原則お断りします。
外泊時等の施設外での受診	治療計画等に支障をきたす場合がありますので、必ず事前に職員にご相談下さい。

②施設利用にあたっての留意事項

下記の場合は、施設の管理責任を負いかねることがありますのでご了承下さい。

1. 精神障害（認知症等を含む）に起因すると思われる問題行動（異食、無断外出等）により不測の事態となった場合。
 2. 環境変化により施設生活に順応できず、不測の事態となったと考えられる場合。
 3. 自己管理されている飲食物（おやつ、面会者等からの差し入れ等）により、不測の事態となったと考えられる場合。
 4. 病気や高齢からくる急変により、不足の事態となった場合。
- ＊ 不測の事態とは、通常の業務をしているなかで、予測できない事態が起こり、適切な処置をしたにもかかわらず、生命及び心身に多大な影響を与えた場合を言う。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 埼玉県飯能市緑町 3 番地 4
事 業 者 医療法人 新正会
事 業 所 ふじみ野介護老人保健施設 ベテラン館
(事業所番号) (1 1 5 3 0 8 0 0 5 4)
代表者名 理 事 長 間柴 正二 印

説明者 氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、短期入所療養介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

身元引受人（家族代表） 住 所

氏 名 印

利用者との続柄_____